

定 款

 第一興商

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社第一興商と称し、英文では
DAIICHIKOSHO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 音響、映像機器の製造、販売、賃貸およびリース
2. 音楽、映像ソフトウェアの制作、販売、賃貸およびリース
3. カラオケルームおよび飲食店の経営ならびにエステティックサロンの経営
4. 電気通信設備による音響、影像、符号等の送信事業および同設備の運営
 - ① 電気通信事業および同電気通信設備の運営
 - ② 放送法による一般放送事業および同放送局の運営
5. 映像、音楽、コンピュータソフト等に関する著作権等の財産権の取得、譲渡、貸与
6. 資金決済に関する法律の前払式支払手段の発行および販売業務
7. 通信販売業務ならびに情報提供サービス業務
8. 酒類の販売
9. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および駐車場の経営
10. 内装仕上工事、電気工事、管工事の設計、施工、請負および監理
11. スポーツ施設の経営
12. モーターパラグライダー、パラグライダーおよびその付属品の製造、販売ならびにスポーツ用具および用品の販売
13. ゲーム機器およびゲームソフトの企画、製造、販売、輸出入、賃貸ならびに保守管理
14. 電飾看板の製作および販売
15. クレジットカード業務
16. 香水、化粧品類、化粧用具の販売
17. 食品の販売
18. 芸能プロダクションの経営
19. 有料職業紹介に関する事業
20. 金銭貸付業務
21. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
22. コインランドリーの経営およびコインランドリー関連機器の販売、賃貸ならびにリース
23. 環境機器（生ゴミ処理機、浄水器）およびその付属品、部品の製造、販売、賃貸、リースならびに保守管理
24. 旅館業

25. 旅行業
26. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、200,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法189条第 2 項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

- 第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第 19 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第 20 条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 22 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 32 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 33 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 42 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 43 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 44 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 47 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 48 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 49 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 50 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

昭和 48 年 4 月 11 日 公証人認証
昭和 48 年 4 月 16 日 会社成立
平成 7 年 6 月 28 日 改訂
平成 8 年 6 月 27 日 改訂
平成 9 年 6 月 27 日 改訂
平成 10 年 6 月 26 日 改訂
平成 12 年 6 月 27 日 改訂
平成 13 年 6 月 27 日 改訂
平成 14 年 6 月 26 日 改訂
平成 15 年 6 月 25 日 改訂
平成 16 年 6 月 25 日 改訂
平成 17 年 6 月 26 日 改訂
平成 18 年 6 月 24 日 改訂
平成 18 年 7 月 1 日 改訂
平成 21 年 6 月 28 日 改訂
平成 23 年 6 月 24 日 改訂
平成 24 年 6 月 22 日 改訂
平成 27 年 6 月 19 日 改訂
平成 29 年 6 月 23 日 改訂